

時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行について

平成 29 年 7 月 26 日理事会決定
一般社団法人 日本建設業連合会

日建連は、建設業における労働時間の適正化に向け、時間外労働の上限規制が適用される改正法施行後 5 年までの間において、時間外労働の上限を段階的に強化する日建連基準を設定し、その励行を会員企業に要請する。

- 1 本年 3 月に決定された政府の「働き方改革実行計画」においては、改正法施行後 5 年の猶予期間の後に、建設業に対して罰則付きの時間外労働の上限規制を適用することが決定された。

この猶予期間については、建設業が時間外労働の限度基準告示の適用除外とされている結果、長時間労働が常態化しており、直ちに労働時間を短縮するのは困難であるという業界の実情を踏まえ、発注者の理解と協力を得るために必要な環境整備のための期間を勘案して設けられたものであり、日建連の意見も反映されたものと理解している。

- 2 しかるに、今般、新国立競技場建設工事に関し長時間労働によると見られる自殺者が出てしまった事態に鑑みれば、法律上の規制が適用される以前においても、可能な限り早急に長時間労働の是正を果たさねばならない。

そのため、本措置は、罰則付きの法規制が適用されるまでの間に、段階的に長時間労働を是正し、法規制に軟着陸できるよう、業界の自主規制として時間外労働の上限の基準等を設け、建設企業の一層緊張感を持った取組みを促がすものである。

- 3 本措置は、本年 9 月を目途に、先ず試行として実施する。

日建連会員企業 140 社を対象とするものであるが、会員企業だけでなく協力会社を含めた現場に参加する全ての下請企業、労働者を巻き込んだ動きにしていかねばならない。このため、日建連としては、専門工事業界や労働組合の意見を聞きつつ、関係の委員会で検討して具体化する。

元請企業自らも、適正価格・工期・契約条件での受注を徹底し、建設業界全体として時間外労働の上限規制適用に対応できる体制を構築できるよう、官民の発注者にもご理解いただける働きかけを強めて行かねばならない。

また、地方、中小、専門工事の各業界に対しても、参考とされるよう呼びかけて行く。

以上